

西宮市規則第33号

西宮市宮水保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市宮水保全条例（平成29年西宮市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(集合建築物の住戸の戸数の算定)

第2条 条例第2条第1号に規定する集合建築物の住戸の戸数は、建築しようとする集合建築物の住居の用に供する住戸等の数に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た数の合計数とする。

1戸当たりの専有床面積が25平方メートル以下の住居の用に供する住戸等	3分の1
1戸当たりの専有床面積が25平方メートルを超え40平方メートル以下の住居の用に供する住戸等	2分の1
上記以外の住居の用に供する住戸等	1

(届出及び協議等を要しない事業)

第3条 条例第2条第1号ただし書に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可を要するものを除く。）とする。

- (1) 専用住宅又は兼用住宅の建築（住居戸数が1のものに限る。）
- (2) 増築する床面積の合計が1,000平方メートル未満の増築又は改築する床面積の合計が1,000平方メートル未満の改築
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらの建築に類する建築で、市長が特に認めるもの

(保全対象区域の告示)

第4条 条例第4条第3項に規定する告示は、保全対象区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除した区域及びその日を明示して行うものとする。

(届出)

第5条 条例第5条第1項に規定する届出は、保全対象区域における開発事業届出書により行わなければならない。

(協議の報告)

第6条 条例第5条第2項に規定する報告は、保全対象区域における開発事業協議報告書により行わなければならない。

(勧告)

第7条 条例第6条の規定による勧告は、宮水保全条例違反是正勧告書により行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第7条までの規定は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。